

## 令和8年度 取手市立藤代中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、校長がいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために作成する。

### 1 いじめに対する基本姿勢

- ・「いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない」
- ・「いじめは、どの子どもにも、どの学級や集団にも起こりえる」
- ・「いじめは、いじめられている子ども側にも問題があるという見方は間違っており、いじめられている子どもを守り抜く」

本校では、この考え方を基本に、家庭・地域等と連携し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教育委員会や関係機関と連携し、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「事案対処における適切な対応」を行う。

### 2 いじめの未然防止

#### (1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないために、いじめの未然防止に全職員で取り組む。
- ・ 生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に参加できる学級づくり、教育活動を通じた自己有用感の醸成を図る。
- ・ 日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数や遅刻日数で検証したりし、生徒指導部会・教育相談部会で検討し、PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

#### (2) いじめ未然防止のための措置

##### ① いじめについての共通理解を図ること

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議

で周知し、職員の共通理解を図る。

- ・ 全校集会や学級活動で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」、「藤代中学校いじめ防止基本方針」、「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）」等、法に基づくいじめの定義の正しい理解を広げる。

## ② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・ 日々の教職員の生徒へのあいさつ、声掛け、励まし、賞賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う（発達支持的生徒指導）。
- ・ 道徳授業や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。スタンバイ授業（いじめ防止教室）及びグループワーク授業（茨城大学新保教授）を実施し、未然防止に努める。
- ・ 各学年でいじめ問題をテーマにした道徳授業を行い、全校で「いじめ防止フォーラム」を行う。自他を認め、ひとりひとりが考えた行動宣言を掲示し、年間を通していじめに向かわない環境をつくる。
- ・ 安心安全な学級の風土を醸成し、授業や行事の中で自己決定の場をつくり、自己肯定感の向上を図る。
- ・ 地域ボランティア等の学校地域協働活動への参加を通して、自己有用感を高め、コミュニケーション能力を育む。

## ③ 指導上留意すること

- ・ ひとりひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 全員担任制をいかし、全職員で全生徒を見取り、情報の共有を図る。
- ・ 教職員の不適切な言動によって生徒を傷つけることがないように、高い人権意識をもって指導にあたる。
- ・ インクルーシブ教育を意識した教育活動を実施する。

# 3 いじめの早期発見

## (1) 基本的な考え方

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知する。

## (2) いじめ早期発見のための取組

### ① 学校生活アンケート

- ・ 毎月1回、学校生活アンケートを実施する。「性暴力」や「SNS 利用状況」等、常に質問項目をアップデートしながらいじめの実態を把握する。相談があった場合は早急に面談を実施し、職員で情報共有する。

### ② 教育相談体制

- ・ 学期に1回以上の教育相談(二者面談)により、いじめの把握に努める。
- ・ 生徒と教職員の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめの相談がしやすい雰囲気づくりをする。
- ・ 週1回の教育相談部会で気になる生徒について市教育総合支援センター職員を含む全職員で情報を共有する。

### ③ その他

- ・ 休み時間や放課後等、さまざまな場面で生徒を見取り、生徒の動きを把握する体制をつくる。
- ・ 外部の相談窓口(スタンドバイ、24 時間子ども相談ホットライン等)を周知する。

## 4 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

- ・ いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ いじめがあることが認知された場合は、学校が直ちに被害生徒の安全を確保し、加害生徒に対して事情を確認した上で毅然とした態度で指導する。
- ・ 全職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる言動を発見した場合は、すぐにその行為を止めさせ指導する。
- ・ 生徒や保護者からいじめに関する相談があった場合は、教職員は傾聴し、生徒の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告し、校内いじめ対策委員会(ケース会議)等で情報共有し、チーム支援を行う。

#### 【委員会(ケース会議)のプロセス】

- ① アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、

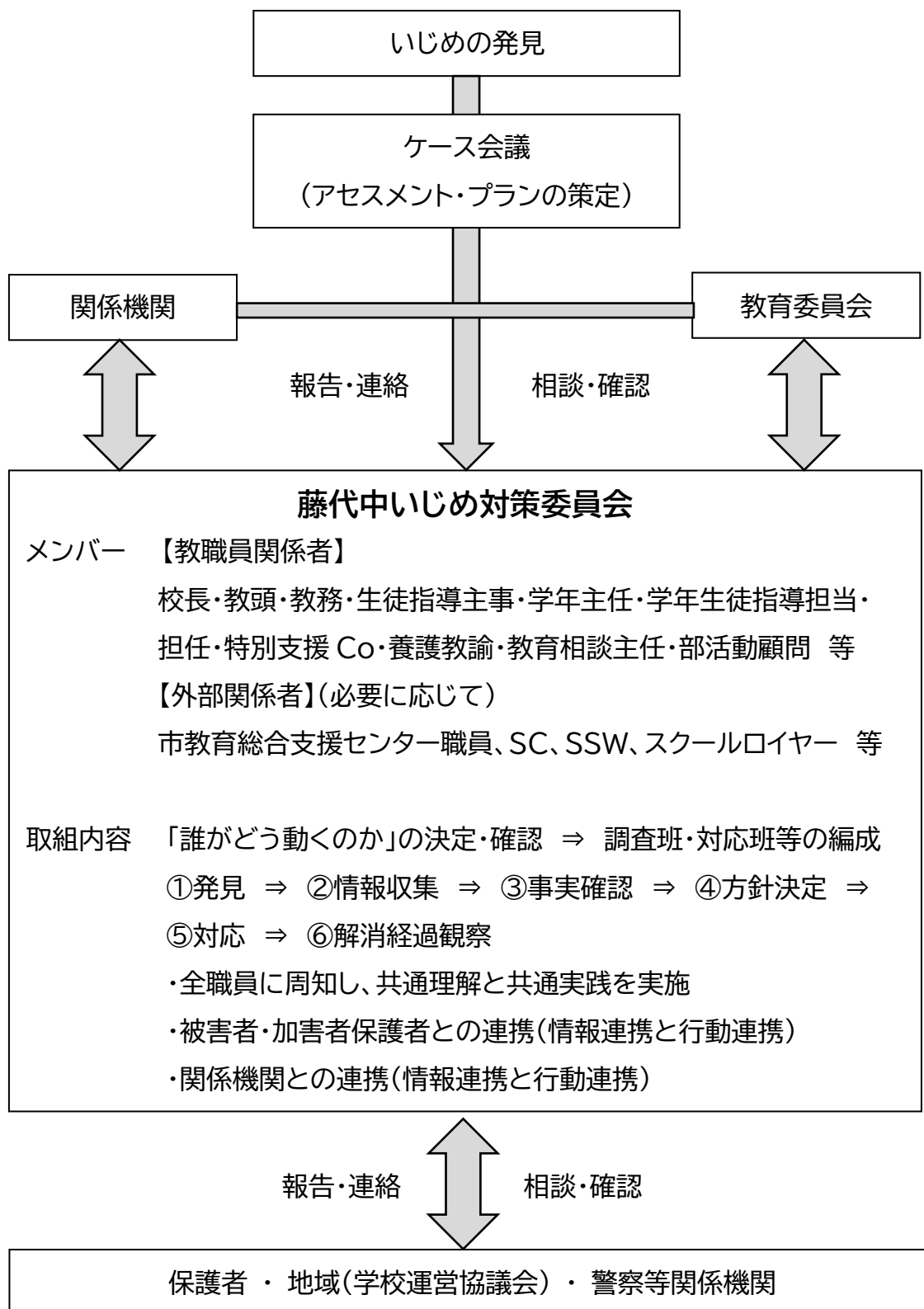
加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等)の実施

- ② アセスメントに基づいた被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてのプランの策定
  - ③ 被害生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明
  - ④ 被害生徒及び保護者の同意を得た上で、指導・援助プランを実施
  - ⑤ モニタリング(3 カ月を目途に、丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等)を実施
- ・ 速やかに関係者から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
  - ・ 必要と判断した場合は、校長が警察署に相談・通報する。
  - ・ 当該生徒の保護者の知る権利への

### (3) SNSのいじめへの対応

- ・ スマートフォンは保護者が契約したものを生徒が借りているという認識のもと、家庭でトラブル防止のための話合いやルール作りを行う。
- ・ 不適切な書き込み等についてはスクリーンショット等で記録を残す。
- ・ 不適切な書き込み等は事実確認を行い、拡散防止のため直ちに削除するよう指導する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、家庭から直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。

## 5 いじめ防止等の対策のための組織



## 6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、つぎの対応を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- ・ 調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 加害生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の生徒の教育を受ける権利を保障する観点から出席停止等を検討・判断する。また、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ・ いじめの周辺にいる生徒や教職員の心のケアに努める。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し、活用する。